

(改定内容)総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定 (2023年7月改定)	三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定 (2024年4月改定)
2	1.総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス	(2) 使用できる端末 端末は、 <b>当行専用端末機ならびに</b> 汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社NTTデータが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たV A L U X接続I Dがインストールされた端末等に限ります。	(2) 使用できる端末 端末は、汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社N T Tデータが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たV A L U X接続I Dがインストールされた端末等のうち <b>当行指定機種</b> の端末に限ります。
3		(4) サービス取扱時間 データ伝送サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。	(4) サービス <b>取扱日</b> ・取扱時間 データ伝送サービスの <b>取扱日</b> ・取扱時間は当行所定の <b>取扱日</b> ・ <b>取扱時間</b> 内とします。但し、当行はこの <b>取扱日</b> ・取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。
4	3. データ伝送サービス	(1) データ伝送の依頼 ① 契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は、総合振込データ伝送、給与(賞与)振込データ伝送および個人地方税納付データ伝送の依頼(以下「データ伝送依頼」という。)は以下の方法で行ってください。 イ 契約者は、当行所定の事項を記録した依頼明細データ(以下「依頼明細データ」という。)を、当行所定のフォーマットにより、申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行所定の当行事務センター宛送信してください。但し、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送完了時限を変更することがあります。 ロ 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した企業コード、会社コード、通信暗証および送信暗証が、申込書の企業コード、会社コード、「三井住友銀行のファームバンキング申込書兼手数料引落依頼書」により当行に届け出た通信暗証(以下、「当行に届け出た通信暗証」という。)および送信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。 <b>ハ 契約者が、申込書で発信者番号チェックを要とし、かつ回線加入者番号を記載した場合は、当行は前号口に加え、当行が受信した発信者の回線加入者番号と、契約者が申込書において指定した回線加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号口にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。(発信者番号チェックの取扱は、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)</b>	(1) データ伝送の依頼 ① 契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は、総合振込データ伝送、給与(賞与)振込データ伝送および個人地方税納付データ伝送の依頼(以下「データ伝送依頼」という。)は以下の方法で行ってください。 イ 契約者は、当行所定の事項を記録した依頼明細データ(以下「依頼明細データ」という。)を、当行所定のフォーマットにより、申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行所定の当行事務センター宛送信してください。但し、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送完了時限を変更することがあります。 ロ 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した企業コード、会社コード、通信暗証および送信暗証が、申込書の企業コード、会社コード、「三井住友銀行のファームバンキング申込書兼手数料引落依頼書」により当行に届け出た通信暗証(以下、「当行に届け出た通信暗証」という。)および送信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。
5		(2) データ伝送依頼の確認契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、 <b>直ちに</b> 申込書において指定した以下のいずれかの方法で、依頼明細データにおける振込の合計件数、合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。)その他の当行所定の事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。)を行ってください。但し、パソコン・ <b>FB専用端末(パステル)</b> による確認連絡は、サービスや端末の種類または接続方式により利用できない場合があります。 ① パソコン・ <b>FB専用端末(パステル)</b> による確認連絡 イ 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行事務センター宛送信してください(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。) ロ 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、申込書の企業コード、会社コードおよび当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの送信とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、振込指定日(個人地方税納付データ伝送の場合は納付日を指す。以下同じ。)、合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。 <b>ハ 契約者が、申込書において、発信者番号チェックを要とし、かつ回線加入者番号を記載した場合は、当行は前号口に加え、当行が受信した送信者の回線加入者番号と、契約者が申込書において指定した回線加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号口にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。(発信者番号チェックの取扱は、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)</b> 二 契約者は、返信された内容を確認のうえ、依頼内容が正しい場合には、直ちに当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証を当行所定の当行事務センター宛送信してください。	(2) データ伝送依頼の確認契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、 <b>ただちに</b> 申込書において指定した以下のいずれかの方法で、依頼明細データにおける振込の合計件数、合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。)その他の当行所定の事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。)を行ってください。但し、パソコンによる確認連絡は、サービスや端末の種類または接続方式により利用できない場合があります。 ① パソコンによる確認連絡 イ 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行事務センター宛送信してください(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。) ロ 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、申込書の企業コード、会社コードおよび当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの送信とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、振込指定日(個人地方税納付データ伝送の場合は納付日を指す。以下同じ。)、合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。 ハ 契約者は、返信された内容を確認のうえ、依頼内容が正しい場合には、 <b>ただちに</b> 当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証を当行所定の当行事務センター宛送信してください。
6		(3) データ伝送依頼の確定 ① 以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、振込指定日に当行所定の方法で振込手続または個人地方税納付手続を行います。 イ パソコン・ <b>FB専用端末(パステル)</b> による確認連絡における通信暗証および承認暗証が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致した場合 ロ ファクシミリによる確認連絡の場合前項に基づく依頼書が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合	(3) データ伝送依頼の確定 ① 以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、振込指定日に当行所定の方法で振込手続または個人地方税納付手続を行います。 イ パソコンによる確認連絡の場合、前項に基づくパソコンによる確認連絡における通信暗証および承認暗証が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致した場合 ロ ファクシミリによる確認連絡の場合、前項に基づく依頼書が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合 <b>ハ AnserDATAPORT接続(ファイル一括連携方式)による照合データの場合、照合データの通信暗証および承認暗証が当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致のうえ、照合データの会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合</b>
7	5. 免責事項	(1) 通信手段の障害等当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害 <b>ならびに電話の不通</b> により、取扱が遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者の <b>電話番号</b> を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 端末の不正使用等以下の場合は、当行は送信者を契約者とみなし、通信ソフト、端末、通信暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。 ① 当行がデータ伝送依頼を受け付けた際、送信された企業コードおよび通信暗証等と申込書の企業コードおよび契約者が当行に届け出た通信暗証等との一致(契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、送信された会社コードと申込書の会社コードとの一致)を確認して取扱いをした場合 ② 当行がパソコン・ <b>FB専用端末(パステル)</b> による確認連絡を受信した際、送信された通信暗証および承認暗証と、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証との一致を確認して取扱いをした場合 (3) 依頼書の不正使用等当行がファクシミリによる確認連絡を受信した際、ファクシミリにより送信された依頼書記載の会社名と申込書の会社名が一致していることおよび依頼書記載の一連番号が正当な順序であることを確認のうえ取扱った場合には、当行は送信者を契約者とみなし、依頼書に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (4) その他災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または、当行以外の金融機関等(共同CMSセンターを含みます。)の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) 通信手段の障害等当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害により、取扱が遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者の <b>IPアドレス</b> 等を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 端末の不正使用等以下の場合は、当行は送信者を契約者とみなし、通信ソフト、端末、通信暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。 ① 当行がデータ伝送依頼を受け付けた際、送信された企業コードおよび通信暗証等と申込書の企業コードおよび契約者が当行に届け出た通信暗証等との一致(契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、送信された会社コードと申込書の会社コードとの一致)を確認して取扱いをした場合 ② 当行がパソコンによる確認連絡を受信した際、送信された通信暗証および承認暗証と、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証との一致を確認して取扱いをした場合 (3) 依頼書の不正使用等当行がファクシミリによる確認連絡を受信した際、ファクシミリにより送信された依頼書記載の会社名と申込書の会社名が一致していることおよび依頼書記載の一連番号が正当な順序であることを確認のうえ取扱った場合には、当行は送信者を契約者とみなし、依頼書に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (4) <b>印鑑照合</b> 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 (5) <b>記録の保存</b> データ伝送サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (6) <b>情報の開示</b> 法令、規則、行政庁の命令等によりデータ伝送サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (7) <b>その他</b> ①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ②当行は、契約者に対して、データ伝送サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、データ伝送サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定(以下、「本規定」という)の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行がデータ伝送サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者がデータ伝送サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

項番	掲載場所	改定前	改定後
8	6. 解約等	<p>(1) 解約方法<b>本契約</b>は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は<b>書面</b>によるものとします。</p> <p>(2) <b>解約通知の発送</b>当行が解約の通知を届出の住所宛にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により<b>契約者に到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</b></p> <p>(3) 払出口座の解約申込書の払出口座が解約されたときは、<b>本契約で当該口座に関する部分</b>は解約されたものとみなします。</p> <p>(4) サービス中止の事由契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく<b>本契約</b>の効力の全部または一部を中止することができるものとします。</p> <p>① 3ヶ月以上にわたりデータ伝送サービスの利用がない場合 ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p>	<p>(1) 解約方法 <b>データ伝送サービス契約</b>は当事者の一方の都合で、<b>当行所定の方法</b>で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は<b>当行所定の方法</b>によるものとします。</p> <p>(2) 払出口座の解約 申込書の払出口座が解約されたときは、<b>その口座に関するデータ伝送サービス契約</b>は解約されたものとみなします。</p> <p>(3) サービス中止の事由 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく<b>データ伝送サービス契約</b>の効力の全部または一部を中止することができるものとします。</p> <p>① 3ヶ月以上にわたりデータ伝送サービスの利用がない場合 ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合</p>
9		<p>(5) <b>サービス解約事由</b>契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく<b>本契約</b>を解約することができるものとします。</p> <p>① 当行に支払うべき<b>本サービス</b>の手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき ② 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき</p>	<p>(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく<b>データ伝送サービス契約</b>を解約することができるものとします。</p> <p>①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記6. (4) ①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記3. (4) に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相当の事由があると当行が判断した場合 ⑧契約者が当行に届け出た事項（データ伝送サービスに関連して届け出た事項に限られません）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合 ⑨契約者が当行に預託した資産（データ伝送サービスに関連して預託した資産に限られません）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、データ伝送サービスの利用がなかった場合（但し、前記3. (4) に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます） ⑫相続の開始があった場合 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合</p>
10	7.届出事項の変更等	<p>(1) 届出事項の変更 暗証番号、払出口座番号等届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面により申込書の取扱店宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) 届出事項の変更 暗証番号、払出口座番号等届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面により申込書の取扱店宛<b>ただちに</b>届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
11	8.サービスの停止及び廃止	-	<p>当行は、9 0 日前の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとする）をもってデータ伝送サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつデータ伝送サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>
12	9. 規定の準用	<p><b>本契約</b>に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、共同CMS利用規定、振込規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、当座勘定規定、納税準備預金規定により取扱います</p>	<p><b>本規定</b>に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、共同CMS利用規定、振込規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、当座勘定規定、納税準備預金規定により取扱います。</p>
13	10. 契約期間	<p><b>本契約</b>の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に<b>申し出</b>のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p><b>データ伝送サービス契約</b>の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に<b>申出</b>のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
14	11. 規定の変更	<p>(1) 当行は<b>本利用規定</b>の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、<b>本利用規定</b>の内容を変更できるものとし、変更後の<b>本利用規定</b>は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更 に同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更 に同意があったものとみなします。また、変更 に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく<b>本契約</b>を解約することができるものとします。</p> <p>(2) <b>本利用規定</b>が店頭設備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、<b>本利用規定</b>の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。</p>	<p>(1)当行は<b>本規定</b>の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、<b>本規定</b>の内容を変更できるものとし、変更後の<b>本規定</b>は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更 に同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更 に同意があったものとみなします。また、変更 に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく<b>データ伝送サービス契約</b>を解約することができるものとします。</p> <p>(2) <b>本規定</b>が店頭設備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、<b>本規定</b>の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、<b>データ伝送サービス</b>の申込みおよび<b>データ伝送サービス</b>の利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。</p>
15	12. 権利・義務の譲渡・質入の禁止	-	<p>契約者は、データ伝送サービス契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。</p>
16	13. 準拠法と管轄	-	<p>本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づき諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>